

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の発行について

学割証は、学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度ですので、原則としてその発行は帰省、実習、見学、課外教育活動、就職・進学試験等の目的で使用する場合に限られます。不正使用は厳禁です。

○旅客鉄道(株)の営業キロで片道100kmを超える区間を乗車する場合、学割証を使用すると普通運賃が2割引になります。使用の際は、学生証を携行して下さい。

○学生課事務室の専用端末（自動発行機）を操作して、各自で打ち出して下さい。なお、発行には学生証が必要となります。

○学割証は、旅行開始前に限り使用できます。有効期限は発行日から3ヶ月です。

○使用できる輸送機関は、JR全線、離島連絡船などですが、一部利用できない路線もありますので、利用前に確認しておいてください。

○不明なこと、分からないこと等ありましたら、学生支援係窓口へお問い合わせ下さい。

*学割証1枚で「往復乗車券」も購入できます。その場合は乗車券の有効期間にご注意下さい。

（営業キロ数に応じて有効期間が決まっています。）

【例①】 帰省のため乗車券を購入したい

→ 松江市起点の場合おおよそ、東は鳥取市、西は浜田市、南は三次市より遠隔地なら学割証適用。
また、隠岐への連絡船など。

【例②】 旅行・実習のため、乗車券を購入したい

→ その日のうちに乗り継ぎも含め、出発地から到着地まで移動する場合学割証1枚で可能。
（急行券・特急券には適用されません。注意して下さい。）

【例③】 JR高速バスに使用できますか？

→ JR各社の営業規則によりますので、購入窓口にお問い合わせ下さい。